

## 特別養護老人ホーム ほっとハウスの運営規程

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人友の会が開設する指定介護老人福祉施設（以下『介護老人福祉施設』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態にある者（以下『入所者』という）に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 介護老人福祉施設ほっとハウスの従業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、機能訓練、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助し、且つ、明るく家庭的な雰囲気を有したサービスに努めることを方針とする。

(名称及び所在地)

第 4 条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ほっとハウス
- (2) 所在地 青森県八戸市大字尻内町字熊ノ沢 3 5 番 2

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1 人（施設長兼務）

管理者は、施設の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

職種	資格	常勤	非常勤	専兼別	業務内容
医師	医師		1 名	兼	医療・保健衛生に係わる業務
常務理事		1 名		兼	総務、経理、庶務全般
管理者	社会福祉施設長 資格認定講習受講	1 名		兼	介護老人福祉施設・短期入所生活介護の介護従事者及び業務の管理
介護支援専門員	介護支援専門員	1 名		専	介護計画の作成・管理、日常生活の相談・指導業務
生活相談員	社会福祉主事任用 介護福祉士	1 名		専	日常生活の相談・指導業務、生活全般に関するお世話
介護主任	介護福祉士	1 名		兼	生活全般に関するお世話
介護職員	介護福祉士	7 名		兼	生活全般に関するお世話
		14 名	2 名	専	
	その他	1 名	1 名	兼	
		5 名	5 名	専	
看護師	正看護師	3 名		専	医療・保健衛生に係わる業務
	准看護師	1 名		専	
機能訓練指導員	正看護師	1 名		専	機能訓練に関する業務
栄養士	管理栄養士	1 名		兼	献立・栄養指導に関する業務
事務職		3 名		兼	預かり金等に関する業務
施設管理副主任		1 名		兼	送迎・環境整備に関する業務の管理
送迎業務兼環境整備		1 名		兼	送迎・環境整備に関する業務
合計		43 名	9 名		
総合計		52 名			

※兼務従業者は、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護におけるサービスを提供する。

(介護老人福祉施設の利用定員)

第 6 条 介護老人福祉施設の入所定員は、次の通りとする。  
全体 5 ユニット定員 50 人 (1 ユニット定員 10 名)

(介護老人福祉施設の内容)

第 7 条 介護老人福祉施設は、次の通りとする。

- ① 入所者の処遇に関する計画の作成 (施設サービス計画)
- ② 介護の提供
- ③ 食事の提供
- ④ 機能訓練の提供
- ⑤ 健康管理の提供
- ⑥ 相談及び援助
- ⑦ 社会生活上の便宜の供与
- ⑧ その他のサービスの提供

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 その他、日常生活に係る費用、その他の費用の徴収が必要となった場合は、事前に文章により、入所者・ご家族に説明し支払いに同意する旨の文章に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費に準じた額を徴収する。

	料金	備 考
ク ラ ブ 費	実費	個人保管の作品材料費
出 納 貴 重 品 管 理 費	1,000 円/月	通帳や印鑑等を預かった際に徴収
特 別 室	800 円/日	特別な居室(シャワー室・ミニキッチンを設置・個室Aより 3.40 m <sup>2</sup> 広い)を使用した場合
個 室 B	100 円/日	個室 A より面積 2.74 m <sup>2</sup> 広い
※面 会 者 宿 泊 費	500 円/日	寝具のレンタル・個浴の使用
※面 会 者 食 事 代	500 円/食	利用者と同様の食事の提供

※介護認定を受けていない方のみ

(入所者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項)

第 9 条 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。

- 2 喫煙は決められた場所以外では行わない。
- 3 飲酒は常識の範囲内で行う。
- 4 対人、対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- 5 事業所内での他の入所者等に対する宗教活動及び政治活動は行なわない。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 サービス提供中に入所者の容態に急変等が生じた場合は、速やかに主治医・嘱託医・救急隊・ご家族等へ連絡を行う。

- ①常勤医師の配置はありません。嘱託医と協力病院と連携し、24 時間連絡体制を確保しています。
- ②急変者発見時は、意識の有無・状態を確認し看護師へ連絡する。ユニット職員、介護職員室、夜間は当直者へ応援要請する。
- ③看護師は、状態確認し嘱託医へ電話連絡し指示を仰ぐ。場合により嘱託医の判断で協力医療機関に搬送する。

(事故発生時の対応方法)

第11条 サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。(当事業所はあいおい損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

(苦情に対する対応)

第12条 サービス提供に関して苦情等発生した場合は、苦情解決責任者が責任を持って、速やかに処理するものとする。また、場合によっては関係機関に報告する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には防火管理者資格を有する職員を任命し、火元責任者には従業者を充てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・・・・年2回以上
  - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修年6回
- 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(附則) この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年5月1日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年8月1日から施行する。  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年7月1日から施行する。  
この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 4 月 4 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。